

平成29年3月に南越前町公共交通計画を策定しました

南越前町地域公共交通会議は、平成25年3月に策定した南越前町公共交通計画が平成28年度末に計画期間の終了を迎えるにあたり、これまで実施した運行見直しの効果や現在の利用状況などを検証し、平成29年度から平成31年度までの3年間を計画期間とした新たな基本方針と目標を定めました。

将来像

活力ある地域公共交通をみんなで作り、守り、育てる町

基本方針

- 〈方針1〉 継続的な運行の改善による効率化
- 〈方針2〉 生活に密着した利用者によさしい運行
- 〈方針3〉 地域住民との連携による地域公共交通の維持



目標値

継続的な運行見直しと利用促進対策を進めることで、利用者の増加を目指します

地域公共交通会議で出された意見

- ・バス運行には町の予算が多く使われているが、利用人数が少ないからといってすぐに廃便とはならないよう配慮してほしい。
- ・高齢者に分かりやすい時刻表の作成をお願いしたい。
- ・老人クラブの会合などで時刻表やチラシを配布して、バスに関する情報発信を行い、利用者の増加に努めてほしい。

■ 問合せ 観光まちづくり課 ☎ 47-8013

軽自動車税のお知らせ

軽自動車税

納期限 5月31日(水)

5月上旬に送付する納税通知書により納期限までに納めてください。
なお、軽自動車税は普通自動車税と異なり月割課税制度はありません。4月2日以降に廃車・譲渡した場合でも、その年度分の税金は納めていただくこととなります。

4月1日までに廃車・譲渡した軽自動車の納税通知書が届いた場合は、廃車の手続きまたは名義変更が行われていないことが原因と考えられます。手続きが済んでいるかをご確認ください。

軽自動車税の減免申請について

身体に障害のある方の名前で登録している軽自動車等で、本人運転またはその方と生計を共にする親族または常時介護する方が運転し、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税の減免を受けることができますので申請ください。なお、減免を受けることができるのは、普通自動車を含めて一人につき1台限りです。

提出書類

新規申請者の方

軽自動車税減免申請書(新規用)・車検証の写し
運転免許証の写し・障害者手帳の写し

※申請書は、町民税務課および各総合事務所にあります。

継続申請の方

軽自動車税減免申請書(継続用)

※申請書は、納税通知書に同封してあります。

※申請する車の変更または免許の更新等をされた場合には、継続申請される方も車検証または運転免許証の写しが必要となります。

提出先

町民税務課、各総合事務所

受付期限

5月24日(水)

※減免申請は毎年必要です。

※期限後は受付できません。

問合せ

町民税務課

Tel 47-8014

今庄総合事務所

☎ 45-1111

河野総合事務所

☎ 48-2111

